**覚書**

一般社団法人日本形成外科学会・形成外科ロボット手術検討委員会（以下、「甲」という）と◯◯◯◯（以下、「乙」という）は、乙が開発する手術支援ロボット（以下、「本件ロボット」という）を活用した医療技術の保険収載に向けた活動（以下、「本活動」という）に関して、以下の通り合意する。合意内容確認のため、本覚書を締結する。

**第1条（目的）**

甲及び乙は、本件ロボットにより医療技術を発展させるために、相互に相手方に対して知見及び意見の提供等を行うことを通じて、協力して本活動を推進する。

**第2条（協力体制）**

1. 甲及び乙は、相手方の求めに応じて、本活動の推進に有益な知見及び意見の提供等、それぞれが必要と認める協力を行う。
2. 甲及び乙は、相互に円満な協力関係を構築することに努め、本活動の進捗状況に応じて、適宜、甲の会議体への乙の参加、相互の本活動における発展に資する契約等の協力体制について協議する。

**第3条（広報）**

甲及び乙は、本覚書の存在及び内容、その他本覚書に関する情報（次条に定める秘密情報を除く）を、事前に相手方の書面による承諾を得た場合に限り、第三者に開示又は公表することができる。

**第4条（秘密保持）**

1. 甲及び乙は、本活動に関連して知り得た相手方の手術支援ロボットに係る情報のうち、秘密である旨を開示に際して指定された情報（本件ロボットの開発に関する情報に限らない。以下、「秘密情報」という）を、当該情報を開示する者の事前の書面による承諾なくして第三者に開示してはならず、本活動の遂行以外の目的で使用してはならない。
2. 甲及び乙は、前項の秘密保持義務をその役員、構成員、従業員（以下、「役職員等」という）にも遵守させなければならない。当該情報の受領当事者の役職員等による秘密保持義務違反は、当該受領当事者による秘密保持義務違反行為とみなす。
3. 本覚書に基づき提供される秘密情報の一切は、開示当事者に帰属し、開示に当たっては係る情報が含まれた媒体等が貸与される。受領当事者は、貸与を受けた媒体等を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。
4. 秘密情報の受領当事者は、漏洩、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はその虞があることを知った場合は、直ちにその旨を開示当事者に通知しなくてはならない。
5. 本条に定める義務は、本覚書の有効期間にかかわらず、甲及び乙が本活動の終了を確認してから2年間存続する。

**第5条（秘密保持の例外）**

1. 第4条の規定にかかわらず、受領当事者は、次の各項のいずれかに該当することを証明できる開示当事者の秘密情報については、同条に定める義務を負わない。
   1. 開示時に既に公知となっている情報
   2. 開示時に既に受領当事者が合法的に保有していた情報
   3. 開示後に受領当事者の責に帰すべからざる事由により公知となった情報
   4. 受領当事者が第三者より秘密保持義務を負うことなく入手した情報
   5. 開示当事者の秘密情報とは無関係に受領当事者が独自に開発又は知得した情報
2. 第4条の規定にかかわらず、受領当事者は、法令又は規制権限を有する機関の定める規則等に基づいて開示の要求がなされた開示当事者の秘密情報を、以下の措置を講ずることを条件として開示することができる。
   1. 当該要求があった旨及び開示する内容を開示当事者に事前に書面で通知するよう合理的な努力をする。
   2. 開示される秘密情報が秘密として保持されるように合理的な措置を講ずる。
3. 第4条の規定にかかわらず、受領当事者は、弁護士、公認会計士、税理士その他の法令上守秘義務を負う専門家に対し、開示当事者の秘密情報を開示することができる。

**第6条（確認事項）**

1. 本合意は、甲及び乙が、本活動の目的のために必要と判断する秘密情報をそれぞれ任意かつ現状有姿で相手方に開示するものであり、相手方に対して自己の秘密情報を開示する義務を負わず、また、当該秘密情報についていかなる保証も行わない。
2. 本覚書のもとでの秘密情報の開示は、受領当事者に対する開示当事者の特許、実用新案、ノウハウその他の無体財産権の譲渡又は実施権の許諾を伴うものではない。

**第7条（契約期間）**

1. 本覚書は、本覚書の締結日に発効し、3年間有効とする。なお、甲及び乙は、別途書面により合意することで、当該期間を延長することができる。
2. 甲及び乙は、相手方に対して90日前までに書面により通知することにより、本覚書を解約することができる。

**第8条（合意管轄）**

1. 甲及び乙は、本覚書に関する一切の疑義又は紛争について、誠意をもって協議解決する。
2. 前項に定める協議で解決できない場合、甲及び乙は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本覚書締結の証しとして本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各1通を保管する。前記によらず、本覚書を電磁的に締結する場合には、本書の電磁的記録を作成の上、甲乙両者が電磁的方法（電子署名による方法を含む）にて本覚書の締結を確認し、各自その電磁的記録を保管するものとする。

甲： 東京都新宿区大久保2-4-12　新宿ラムダックスビル

一般社団法人日本形成外科学会・形成外科ロボット手術検討委員会

委員長　　上村　哲司　　　　　　　　　　　　　　㊞

調印日　　　　年　　　月　　　日

乙：

調印日　　　　年　　　月　　　日